

公 告

次の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和6年9月2日

日向市長 西村 賢



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
R6-2	日向市東郷町 山陰字下大谷 丙 326 番 17	20-イ-36-8、43 44、45、46、47、 47-1、47-2、47- 3、47-4、47-5、 48、49、49-1 50-3	山林	3.13 (施業面積 0.57)	5 年	切捨間伐

2 縦覧場所 日向市ウェブサイト

3 本公告により、日向市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設
定される。